ファンド業務と金融商品取引法などの法令上の留意点について

平成24年3月26日

TMI総合法律事務所
弁護士　野間敬和

本日のテーマ

- ファンド持分販売時における規制
  - 説明義務
  - 適合性原則
  - ファンド資産の分別管理
- 近時の金商法等改正
  - 契約締結前交付書面の記載事項
  - 顧客カード等の取扱い
  - 適格機関投資家等特例業務の届出事項の追加
  - その他

説明義務のポイント

- 説明義務（金商業等府令117条1号）
  - 出資対象事業
    ⇒ファンドはさまざまな資産、事業に対して投資を行う。
  - 取引の仕組み
    - レバレッジ効果
    - ファンド・オブ・ファンズ

社内研修及び教育による周知・徹底の重要性

- 民法上の組合、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合

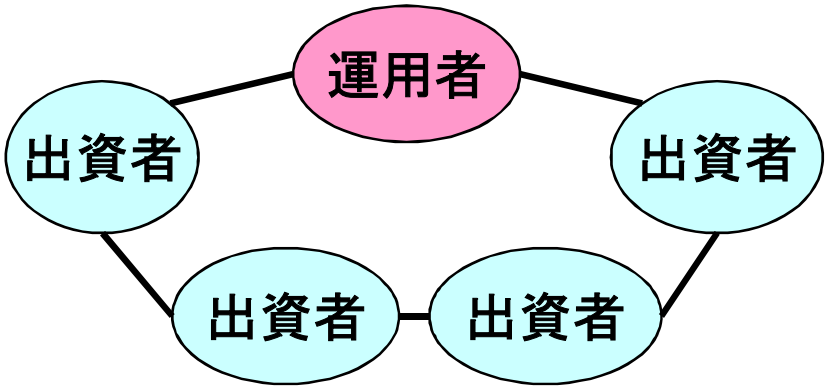

- 商法上の匿名組合

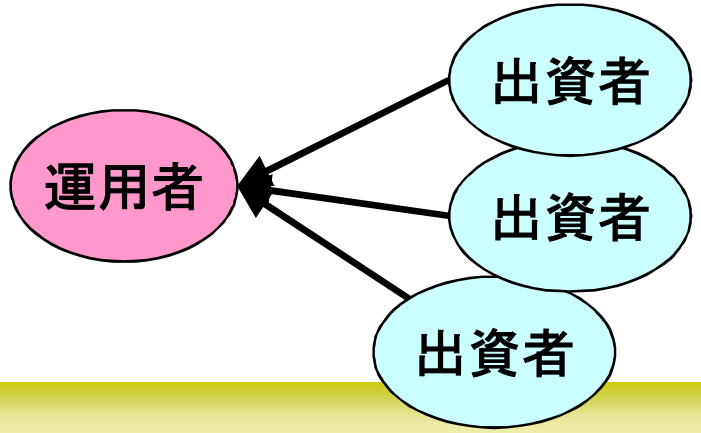

説明義務（契約締結前交付書面の交付等）

- プロ向け投資運用業創設に関する記載事項
  - 信託受益権等の売買その他の取引（金商業府令84条）
    ⇒信託財産の管理又は処分権限を有する者がプロ向け運用業者
  - ファンド持分の売買その他の取引（金商業府令87条）
    ⇒出資対象事業の運営者等がプロ向け運用業者
  - 平成24年4月1日から施行

投資運用業の種別	投資家の属性問わず	投資家が適格投資家のみ	投資家が適格機関投資家等のみ
投資一任契約に関する業務	投資運用業	プロ向け投資運用業	
投資信託及び投資法人の資産運用業務	投資運用業	プロ向け投資運用業	
自己運用業	投資運用業	プロ向け投資運用業	適格機関投資家等特例業務

説明義務（契約締結前交付書面の交付等）

- 金融ADRに関する説明
（Ⅲ－２－５－２－１）
（Ⅲ－２－５－２－２）
  - 真摯な対応
  - 金融ADRについての説明
  - 実務的留意点
  - 平成24年2月15日施行

- 信託財産たる不動産が『津波防災地域づくりに関する法律』により指定された津波災害警戒区域内である場合
  - 当該旨
  - 平成23年12月27日施行

説明義務（契約締結前交付書面の交付等）

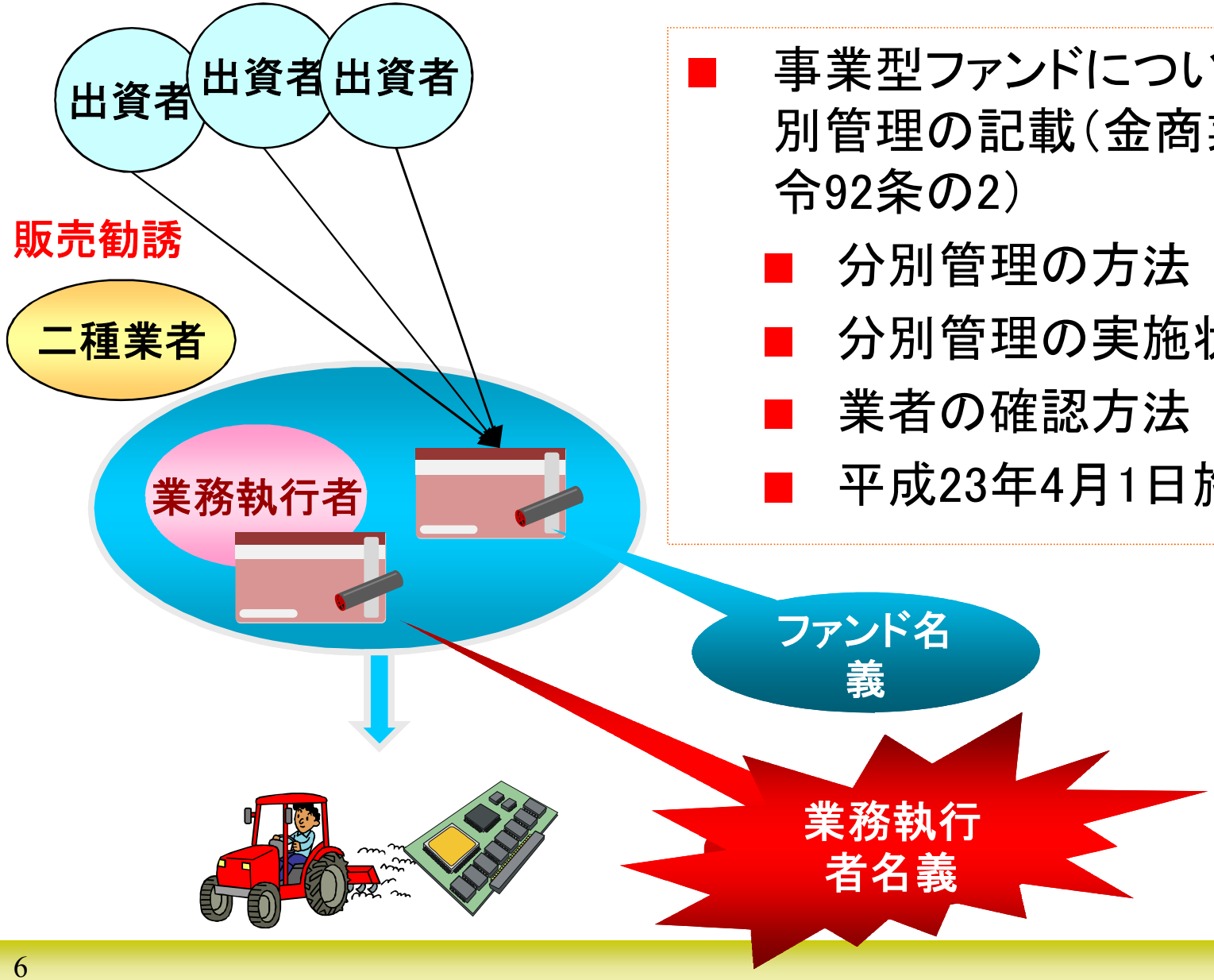

- 事業型ファンドについての分別管理の記載（金商業等業府令92条の2）
  - 分別管理の方法
  - 分別管理の実施状況
  - 業者の確認方法
  - 平成23年4月1日施行

適合性原則（顧客属性等の的確な把握等）

- 適合性の原則
  ⇒顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはいけないとの規制
- 狭義の適合性と広義の適合性原則

- 顧客カードの活用等
  （Ⅲ－２－３－１(1)①イ）
  - 顧客の投資目的・意向を十分確認して作成
  - 顧客との共有
  - 顧客カードのアップデートと顧客との共有
  - 実務的留意点
  - 平成24年2月15日施行

- リスクの高い商品の販売について（Ⅲ－２－３－１(1)①ロ）
  - 内容
  - 実務的留意点
  - 平成24年2月15日施行

適格機関投資家等特例業務の届出事項の変更

- 添付書類の追加
  - 登記事項証明書
  - 住民票
- 追加的事項
  - 出資対象事業持分の名称
  - 適格機関投資家1名以上の名称
- 経過措置
  ⇒現に特例業務を行う特例業務届出者も施行日後3ヶ月以内に届出を行う。
- 金融商品取引業者が特例業務を行う場合も同じ。

- ファンドごとか業者ごとか
  ⇒ファンドごと
- 平成24年4月1日施行
- 監督指針の改正（IX-2-1）
- 実務的対応
  - 未定の場合の対応

適格機関投資家等特例業務の届出事項の変更

改正案

別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）

（日本工業規格Ａ４）
（第１面）

適格機関投資家等特例業務に関する届出書
（略）

（第８面）

（別添７：第238条に定める事項）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

第238条第１号に掲げる事項

（注意事項）
法第194条の６第３項各号に掲げる行為を業として行う場合は、その旨を記載すること。

	イ　出資対象事業持分の名称	ロ　適格機関投資家の商号、名称又は氏名
第238条第２号に掲げる事項		
第238条第３号に掲げる事項		

（注意事項）
未定の場合には、その旨を記載すること。

現行

別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）

（日本工業規格Ａ４）
（第１面）

適格機関投資家等特例業務に関する届出書
（略）

（第８面）

（別添７：第238条に定める事項）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

第238条に定める事項
法第194条の６第３項各号に掲げる行為を業として行う場合はその旨を記載すること。

ご清聴ありがとうございました。

「連絡先」
TMI総合法律事務所
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階（〒106-6123）
電話（代表）　(03)6438-5511
Fax（代表）　(03)6438-5522
URL : http://www.tmi.gr.jp

© 2012 TMI総合法律事務所